【介護職員等特定処遇改善加算について】

社会福祉法人友和会では、介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」という)の算定に あたり、以下のとおり取り組んでいます。

「特定加算の算定要件」

- ・現行の処遇改善加算 I ~Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、複数の取組みを行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上の取組みを行うこと
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組みの見える化を行っていること

1. 賃金改善について

賃金改善は、毎月支払う手当項目「調整手当Ⅱ」によるものとし、特定加算の収入の配分により支給対象期間において勤務する介護職員およびその他の職員に対して支給する。

支給対象となるグループ

① Aグループ

介護福祉士の資格を有し、介護従事年数が10年以上(前職含む)の介護職員(ただし、特定加算を算定する事業所以外に所属する者を除く)

- ② Bグループ 上記Aグループ以外の介護職員(ただし、特定加算を算定する事業所以外に所属する者を除 く)
- ③ C グループ

介護職以外の職員(ただし、特定加算を算定する事業所以外に所属する者、賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を上回る者を除く)

- ※ 調整手当Ⅱの支給額は、A:B:Cの比率を原則2:1:0.5とし、さらに当法人での勤 続年数、介護職を兼務する場合の従事割合、契約労働時間等により調整する
- ※ 上記①・②・③に該当しない職員については、その者の職種、勤続年数、保有資格等により、 当該支給基準に応じた額を、法人の独自財源を用いて支給するものとする

2. 職場環境等要件について

- (1) 入職促進に向けた取組
 - ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- (2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い 介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、 中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
 - ・エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
 - ・上位者・担当者等によるキャリア面談なと、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機 会の確保

(3)両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

(4) 腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の 介 護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- (5) 生産性向上のための業務改善の取組
 - ・タブレット端末やインカム等の I C T 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の 導入による業務量の縮減
- (6) やりがい・働きがいの醸成
 - ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との 交流の実施
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の 気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

社会福祉法人友和会